第１節　災害復旧事業

項　　目	頁	担　　当
第１　災害復旧事業の推進	1	関係各部
第２　激甚法による災害復旧事業	3	関係各部
第３　原子力災害復旧対策	7	関係各部

第１　災害復旧事業の推進

市は、関係機関と連携を図りながら、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害復旧を効率的かつ効果的に実施するため、必要に応じ災害復旧計画を速やかに策定し、次のとおり迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

被災施設の復旧にあたっては、現状復旧を基本にし、災害の再発防止等の観点から必要に応じて改良復旧を行う。

■災害復旧事業計画

◎　公共土木施設災害復旧事業計画

○　河川公共土木施設復旧計画

長期にわたる豪雨又は異常集中豪雨等による洪水、氾濫のために河川護岸の決壊、溢流、あるいは堤防の破堤等の被害を受け、付近の住家、耕地、その他に災害を蒙った場合は、遅滞なく災害を最少限に止めるべく、応急復旧対策を講ずるが、その後の復旧事業については、次のように計画を立てる。

(1) 広域的な大災害や人的被害が発生した災害などの場合には、国土交通省河川局防災課へ緊急査定、あるいは本査定を要望する。

(2) 被害の原因を速やかに調査し、査定のための調査、測量、設計を早急に実施する。

(3) 緊急査定の場合は、本省より事前に復旧計画に対し現地査定官が派遣されるので、その指示に基づき周到な計画を立てる。復旧計画にあたっては、被災原因を基礎にして、再度災害が起こらないように考慮して改良復旧を加味した護岸堤防の強化、補強、あるいは堤防の嵩上げ、河床の浚渫、洗掘防止、堤防背後の強化、断面の拡大、流速抑止の為の諸工法、河状の整正、屈曲の緩和等、あらゆる点について慎重に検討を加え、災害個所の復旧のみに捉われず、前後の一連の関係を考慮に入れ、関連工事又は助成工事等により、極力改良的復旧が実施出来るよう提案する。緊急に査定を受けるもののほかは、本査定に提案するが、方針は前同様である。

(4) 査定完了後は緊急度の高いものから直ちに復旧にあたり、現年度内に完了するよう、施行の促進を図る。

(5) 査定に落ちたもので、将来再び出水等の際に弱点となり、被害の因をなすと考えられるところは再調査の上、県単独災として実施するよう計画する。

(6) 大災害等の復旧の場合は、着手後において労働力の不足、施行業者の不足や質の低下、資材の払底等の為、工事が円滑に実施出来ない事がしばしばであるから、事前にこれらについて充分検討し、工法にも検討を加えて、努めてあい路を打開するよう計画することが肝要である。

○　海岸公共土木施設復旧計画、港湾土木施設事業復旧計画、漁港土木施設事業復旧計画

台風あるいは高潮、津波等により海岸堤防や護岸が決壊し、又浸蝕により内陸部の公共施設特に道路、鉄道、公共建物、又は住家、耕地等に甚大な被害を受けた場合は、災害対策本部の指示のもとに、遅滞なく被害を最少限に止めるよう応急対策を講ずるが、その後の全面的復旧にあたっては、以下に述べる手続や段階を経て復旧計画を立てる。

(1) 被害者の状況程度に応じて県の方針を定め、主管省へ緊急査定、あるいは本査定を要望する。

(2) 被災原因を明らかにし、査定に必要な測量、設計を直ちに実施する。

(3) 緊急査定の場合、現地指導官の派遣がある時は、その指示に基づき、周到な計画を立てる。

(4) 復旧計画にあたっては、被災原因を究明し、再び災害を蒙らないような改良を加えた復旧の方針に基づき、堤防護岸の強化、根固補強、堤防の嵩上げを行い、あるいは波留工を設けたり、堤防天端の舗装を施す等、堤防の地盤沈下や、吸い出しを防止する等の諸工法を検討する。又浸蝕に対しては、内陸部の防護のため、擁壁を設け、かつ波浪を分散させるために、擁壁前面に根固ブロックを設ける等、現地の実態に即応した工法を採択して、検討を加え、被災個所の復旧のみに捉われることなく、前後の一連の関係や状態を考慮して、関連工事や助成工事等により極力改良的復旧が実施出来るよう提案する。
(5) その他は、同様の方針にて本査定を受ける。
(6) 査定で不採択となった個所等でも、その個所が弱点となり、将来弱い波浪によっても、被災するおそれがあり、被害の原因になると考えられるものについては、再調査の上、県単独災として実施するよう計画する。
(7) 査定完了後は、緊急度により重点的に、直ちに復旧にあたり、極力現年度に多く完了するように努める。

○　砂防施設事業復旧計画

砂防施設の災害復旧計画は、一般公共土木施設の復旧計画と全く同一にして、主管省の査定を待ち、国庫補助として４ヶ年計画にて復旧する。県単独費による復旧は事例がなく、今後共維持に限定され、原則として公共査定を受ける。

○　道路公共土木施設事業復旧計画

道路、橋梁等の公共土木施設の災害復旧については、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づき、主管省の査定を受け、その緊急度に応じて、3ヶ年で復旧するよう計画を立てる。また、１件復旧費の額が県にあっては 120 万円未満、市にあっては 60 万円未満の箇所は単独災害として復旧する。

○　林地荒廃防止施設災害復旧計画

林地荒廃防止施設の災害復旧については、一般公共土木施設の復旧計画と同じで、主管省の査定を受け、その緊急度に応じて被災年度を含めて 3 ヶ年間で復旧するよう計画を立てる。

○　農林水産業施設災害復旧事業計画

災害復旧事業の実施にあたっては、「公共土木施設災害復旧事業計画」に準じて施行する。なお、復旧事業は一般的には市、土地改良区、農業協同組合、漁業協同組合及び森林組合等によって施行されるので、当該災害復旧事業の推進については随時適切な技術職員の配置と指導により早期復旧を期する。(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)

○　都市災害復旧事業計画

◇　都市の復興に関して定める事項

・　大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建を可及的速やかに実施するため、災害復旧等の進捗状況を見極めつつ、再度災害防止により快適な都市環境を目指し、計画的に都市の復興を進める。
・　復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用する。
・　住民の早急な生活再建の観点から、住民の合意を得るよう努めつつ、市街地の面的整備や防災に資する各種都市施設の総合的・一体的整備等により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

○　住宅災害復旧事業計画

公営住宅の災害復旧については、国民生活の安定のため迅速適切な復旧計画により、公営住宅、共同施設の建設、又はこれらの補修を図る。(公営住宅法)

○　公立文教施設災害復旧事業計画

公立学校施設の災害は児童生徒の生命保護並びに正常な教育実施の観点から、査定等を早急に実施し、迅速かつ適切な復旧を促進する。(公立学校施設災害復旧費国庫負担法)
(1) 再度災害防止のため災害の原因を検討し、できる限り鉄筋コンクリート造り、鉄骨造等による不燃堅牢構造化に努めるとともに、必要がある場合は災害防止施設を整備する。
(2) 災害防止上必要がある場合は設置箇所の移転等についても考慮する。

○　社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画
　社会福祉及び児童福祉施設の性格上緊急復旧を要するので、工事に必要な資金は国、県の補助金及び独立行政法人福祉医療機構の融資を促進し、早急に復旧を図る。この場合、施設設置箇所の選定にあたっては、再度災害のおそれのない適地の選定及び構造等に留意する。
・　生活保護施設：生活保護法 40 条・41 条
・　老人福祉施設（社会福祉法人等）：老人福祉法第 14 条、15 条第 2 項～5 項、介護保険法第 70 条第 1 項、第 94 条第 1 項、第 115 条の 39 第 2～3 項
・　児童福祉施設：児童福祉法 35 条第 2 項～4 項
・　障害者支援施設：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 83 条第 2 項～第 4 項

○　公立医療施設災害復旧事業計画
　公立医療施設の災害復旧にあたっては、県民の健康な生活及び公衆衛生の向上、増進に寄与するため迅速適切な復旧計画により早期復旧の促進に努める。（医療法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）

○　その他公営企業施設災害復旧事業計画
　その他公営企業施設の災害復旧にあたっては、各施設の管理者又は法令の規定により災害復旧の責任を有する者が、災害の程度及び緊急の度合等を勘案し、早期復旧の促進に努める。（工業用水法、特定多目的ダム法）

○　公用財産災害復旧事業計画
　公用財産施設の災害復旧事業にあたっては、行政的、社会的影響の重要性、あるいは災害の程度等を勘案し、早期復旧の促進に努める。

○　上水道災害復旧事業計画
　上水道の災害復旧にあたっては、住民の日常生活と密接な関係にあるので、飲料水の給水対策と相俟って早期に復旧を図る。（水道法）
　農業集落排水、浄化槽の復旧にあたっては、住民の日常生活と密接な関係にあるので、生活排水の排水対策と相俟って復旧を図る。

第２　激甚法による災害復旧事業

著しく激甚な災害（激甚災害）発生時における地方公共団体の経費負担の軽減を目的として、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和 37 年法律第 150 号。以下「激甚法」という。）が制定されている。激甚災害に指定された時は、市は、この激甚法に基づいて復旧事業を行う。

１　激甚災害の指定手順

激甚法第 2 条においては、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、内閣総理大臣が中央防災会議に諮った上で、政令によりその災害を「激甚災害」として指定する。
激甚災害としての適否及びどの措置を適用するかの具体的な判断基準は、中央防災会議の「激甚災害指定基準」（昭和 37 年 12 月 7 日中央防災会議決定）又は「局地激甚災害指定基準」（昭和 43 年 11 月 22 日中央防災会議決定）に定められている。
激甚な災害が発生した場合は、関係省庁が所管事項についての被害額等を把握し、被害状況をとりまとめ、激甚災害としての該当の適否、適用措置について政府原案が作成され、これを中央防災会議に諮った上で、閣議を経て政令公布、施行される。

■激甚災害指定基準

1 法第 2 章（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

A　当該災害に係る公共土木施設災害復旧事業等（法第 3 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 14 号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね 0.5%を超える災害

B　当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね 0.2%を超える災害であり、かつ、次の要件のいずれかに該当するもの

(1) 都道府県が負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の標準税収入の 25%を超える都道府県が 1 以上あること。

(2) 1 の都道府県の区域内の市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額の総額が、当該都道府県の区域内の全市町村の当該年度の標準税収入の総額の 5%を超える都道府県が 1 以上あること。

2 法第 5 条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

A　当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第 5 条第 1 項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね 0.5%を超える災害

B　当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね 0.15%を超える災害であり、かつ、1 の都道府県の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の農業所得推定額の 4%を超える都道府県又はその査定見込額が概ね 10 億円を超える都道府県が 1 以上あるもの

3 法第 6 条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）の措置は、法第 5 条の措置又は農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額の概ね 1.5%を超える災害により法第 8 条の措置が適用される激甚災害（当該災害に係る当該施設の被害見込額が 5,000 万円以下と認められる場合を除く。）について適用する。ただし、これに該当しない場合であっても、法第 6 条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る。）は、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害（当該災害に係る水産業共同利用施設の被害見込額が 5,000 万円以下と認められる場合を除く。）について適用する。

(1) 当該災害に係る漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設をいう。）の被害見込額が当該年度の全国漁業所得推定額の概ね 0.5%を超える災害

(2) 当該災害に係る漁業被害見込額が当該年度の全国漁業所得推定額の概ね 1.5%を超える災害により法第 8 条の措置が適用される災害

4 法第 8 条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害（当該災害の実態により、その必要性がないと認められるものを除く。）とする。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、その被害の態様から次の基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のつどその被害の実情に応じて個別に考慮する。

A　当該災害に係る農業被害見込額が、当該年度の全国農業所得推定額の概ね 0.5%を超える災害

B　当該災害に係る農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額の概ね 0.15%を超える災害であり、かつ、1 の都道府県の区域内における当該災害に係る特別被害農業者（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第 2 条第 2 項に規定する特別被害農業者をいう。）の数が当該都道府県の区域内における農業を主な業務とする者の概ね 3%を超える都道府県が 1 以上あるもの

5 法第 11 条の 2（森林災害復旧事業に対する補助）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

A　当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額の概ね 5%を超える災害

B　当該災害に係る林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額の概ね 1.5%を超える災害であり、かつ、1 の都道府県の区域内における当該災害に係る林業被害見込額が当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の 60%を超える都道府県又はその林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額の概ね 1.0%を超える都道府県が 1 以上あるもの

6 法第 12 条、第 13 条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。

A　当該災害に係る中小企業関係被害額が、当該年度の全国の中小企業所得推定額（第 2 次産業及び第 3 次産業国民所得に中小企業付加価値率及び中小企業販売率を乗じて推計した額。以下同じ。）の概ね 0.2%を超える災害

B　当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の全国の中小企業所得推定額の概ね 0.06%を超える災害であり、かつ、1 の都道府県の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額の 2%を超える都道府県又はその中小企業関係被害額が 1,400 億円を超える都道府県が 1 以上あるもの

ただし、火災の場合又は法第 12 条の適用の場合における中小企業関係被害額の全国の中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。

7 法第 16 条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第 17 条（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）及び第 19 条（市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例）の 措置は法第 2 章の措置が適用される激甚災害について適用する。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。

8 法第 22 条（り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当とする災害とする。

A　当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域で概ね 4,000 戸以上である災害

B　次の要件のいずれかに該当する災害

ただし、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害実情に応じて特例的措置を講ずることがある。

(1) 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域で概ね 2,000 戸以上であり、かつ、1 市町村の区域内で 200 戸以上又はその区域内の住宅戸数の 1 割以上である災害

(2) 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域で概ね 1,200 戸以上であり、かつ、1 市町村の区域内で 400 戸以上又はその区域内の住宅戸数の 2 割以上である災害

9 法第 24 条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）の措置は、公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置にあっては法第 2 章の措置が適用される災害、農地及び農業用施設等小災害に係る措置にあっては法第 5 条の措置が適用される災害について適用する。

10 上記の措置以外の措置は、災害の発生のつど被害の実情に応じて個別に考慮する。

■局地激甚災害指定基準

1 次のいずれかに該当する災害

① 当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第 3 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 14 号までに掲げる事業をいう。）の査定事業費の額が当該市町村の当該年度の標準税収入の 50%を超える市町村（当該査定事業費の額が 1,000 万円未満のものを除く。）が 1 以上ある災害。ただし、上記該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額が概ね 1 億円未満である場合を除く。

② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて、①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数が概ね 10 未満のものを除く。）。

2 次のいずれかに該当する災害

① 当該市村町の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第 5 条第 1 項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。）に要する経費の額が当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額の 10%を超える市町（当該経費の額が 1,000 万円未満のものを除く。）が 1 以上ある災害（上記に該当する市町ごとの当該経費の額を合算した額が概ね 5,000 万円未満である場合を除く。）

ただし、これに該当しない場合であっても、当該市町の区域内における当該災害に係る漁業被害額が農業被害額を超え、かつ、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設をいう。）の被害額が当該市町に係る当該年度の漁業所得推定額の 10%を超える市町村（当該漁船等の被害額が 1,000 万円未満のものを除く。）が 1 以上ある災害（上記に該当する市町ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね 5,000 万円未満である場合を除く。）

② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて、①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数が概ね 10 未満のものを除く。）

3 当該市町村の区域内における当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同

じ。）が当該市町に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の 1.5 倍を超え（当該林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額の概ね 0.05％未満のものを除く。）、かつ、大火による災害にあっては、その災害に係る要復旧見込面積が概ね 300ｈａを超える市町、その他の災害にあっては、その災害に係る要復旧見込面積が当該市町村の民有林面積（人工林に係るものに限る。）の概ね 25％を超える市町村が１以上ある災害
４　当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の 10％を超える市町（当該被害額が、1,000 万円未満のものを除く。）が１以上ある災害。ただし、上記に該当する市町ごとの当該被害額を合算した額が概ね 5,000 万円未満である場合を除く。

■激甚法による財政援助（平成 23 年 8 月 30 日改正より）

助成区分	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	○　公共土木施設災害復旧事業 ○　公共土木施設災害関連事業 ○　公立学校施設災害復旧事業 ○　公営住宅災害復旧事業 ○　生活保護施設災害復旧事業 ○　児童福祉施設災害復旧事業 ○　老人福祉施設災害復旧事業 ○　身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 ○　障害者支援施設地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービスの事業の用に供する施設災害復旧事業 ○　婦人保護施設災害復旧事業 ○　感染症指定医療機関の災害復旧事業 ○　感染症指定医療機関災害復旧事業 ○　堆積土砂排除事業（公共的施設区域内・公共的施設区域外） ○　湛水排除事業
農林水産業に関する特別の助成	○　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条） ○　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第6条） ○　開拓者等の施設災害復旧事業に対する補助（法第7条） ○　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（法第8条） ○　森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助（法第9条） ○　土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（法第10条） ○　共同利用小型漁船の建造費の補助（法第11条） ○　森林災害復旧事業に対する補助（法第11条の2）
中小企業に関する特別の助成	○　中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第12条） ○　中小企業者に対する資金の融通に関する特例（法第 13 条） ○　事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する特例（法第14条）
その他の財政援助及び助成	○　公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（法第16条） ○　私立学校施設災害復旧事業に対する補助（法第17条） ○　私立学校振興会の業務の特例 ○　市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（法第19条） ○　母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸し付けの特例（法第20条） ○　水防資機材費の補助の特例（法第21条）

助 成 区 分	財 政 援 助 を 受 け る 事 業 等
	○　り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（法第22条） ○　産業労働者住宅建設資金融通の特例 ○　公共土木施設、農地及びの言う行施設の小災害に係わる地方債の元利補給等 ○　失業保険法による失業保険金の支給に関する特例

２　激甚災害に関する調査報告

市は、市域に災害が発生した場合には、災害対策基本法第 53 条第１項の規定により、速やかにその被害状況等を県に報告する。

第３　原子力災害復旧対策

市は、原子力災害の拡大の防止と復旧のため、風評被害の軽減、各種制限措置の解除以降の影響調査などの復旧対策を講じる。

１　風評被害の軽減

市は、原子力災害による「情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害)」の影響を軽減するため、流通促進、人権問題に配慮し、正確な情報に基づき広報活動を実施する。
情報提供・広報活動にあたっては、外国語でも情報提供・広報を行う等、国外からの風評被害の影響にも留意する。

２　心身の健康相談体制の整備

市は、市民等に対し、放射線被ばくへの不安等に関する相談を含め、心身の健康に関する相談活動を行う。

３　各種制限措置の解除等

市は、緊急時モニタリング等による調査、原子力規制委員会の判断、国・県等からの各種制限措置の解除指示等を踏まえ、関係機関や市民に関連情報を周知する。

第２節　被災者等の生活再建等の支援

項　　目	頁	担　　当
第１　生活相談	8	市民安全対策部、福祉保健対策部
第２　り災証明の発行	9	総務対策部
第３　雇用機会の確保	9	産業対策部、島原労働基準監督署 （島原公共職業安定所）
第４　義援金品の受入及び配分	9	福祉保健対策部
第５　災害弔慰金等の支給	10	福祉保健対策部
第６　生活資金の貸与	12	福祉保健対策部、社会福祉協議会
第７　租税の減免等	15	総務対策部、関係各部
第８　住宅復興資金の融資	16	建設対策部
第９　災害公営住宅の建設等	16	建設対策部
第10　郵便事業の支援措置	17	日本郵便株式会社

第１　生活相談

市は、災害時における市民からの問い合わせや要望に対応するため、生活相談を実施するとともに、相談窓口の設置をした場合は、関係機関との連絡調整を図り、できるかぎり被災者の便宜を考慮する。なお、詳細については、第３章 第４節「災害広報・広聴活動」による。
また、精神科医療機関等と協力し、被災者や要配慮者の精神面を支援するため、カウンセリング等の必要な措置を行う。さらに、必要な情報資料を作成し、市へ提供を依頼する。

１　生活相談

市は、災害時における市民からの様々な問い合わせや要望に的確かつ迅速に対応するため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 相談所の設置

被災者のための相談所を設け、苦情、要望事項等を聴取し、必要に応じて広報車等により被災地を巡回して移動相談を行う。

(2) 情報提供等

国、県をはじめとする関係機関による支援情報を収集し、また、必要な情報を関係機関に提供する。相談窓口では、市の対策だけでなく総合的に情報提供を行うとともに、必要に応じて的確な担当窓口への誘導を図る。
また、他の市町村に避難した被災者に対しても、市は避難先の市町村と連携･協力し、必要な情報や支援・サービスを提供する。

２　女性のための相談受付

市は、災害によって生じたストレスなど女性の心身の健康や夫婦・親子関係の問題など、女性特有の問題に関する相談に対応するため、指定避難所等において女性の相談員や保健師等を派遣するなどの相談緊急受付体制を整える。

第２　り災証明の発行

１　り災証明の発行

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を交付する。

り災証明の範囲は、次のとおり災害対策基本法第２条第１号に規定する災害とする。

■り災証明の範囲

○　全壊	○　大規模半壊	○　半壊	○　一部損壊

※　資料編　14-1 り災届出兼証明願

※　資料編　14-2 り災証明書

※　資料編　14-3 被害届出兼証明書

２　被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行った時は、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

第３　雇用機会の確保

市は、被災事業所の雇用維持及び被災者の職業の斡旋について、被災者に情報を提供するとともに、長崎労働局及び県に対する要請措置等、必要な対応を図る。

公共職業安定所の長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握し、次の措置を行う。

■公共職業安定所の措置

○　公共職業安定所内に、被災者のための臨時職業相談窓口の設置

○　公共職業安定所に出向くことが困難な地域において、臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談の実施

○　公共職業訓練や求職者支援訓練の受講斡旋、職業転換給付金や職業訓練受講給付金制度の活用

○　雇用保険の失業給付に関する特例措置の実施

○　女性の雇用促進

第４　義援金品の受入及び配分

災害時には、国内、国外から多くの義援金品が送られてくることが予想されるため、次のとおり、市は、これらの受け入れ体制や配分等について速やかに体制を確立する。

１　義援金品の受け入れ

市は、関係機関の協力を得ながら、指定避難所等の被災者の物資のニーズを把握し、備蓄・調達の状況を踏まえ、義援物資について受け入れを希望するもの、受け入れを希望しないものを整理し、その内容のリスト及び送り先を国の非常本部並びに、報道機関やホームページを通じて、国民に公表する。また、現地の需給状況を勘案し、リストを逐次改訂するように努める。
市は、指定避難所等における義援物資のニーズ把握や支給については、民間団体やボランティアと連携して、状況に即してきめ細かく行うよう努める。
また、義援金品の受付窓口を設置し、受付記録の作成及び保管等の手続きを行うとともに、寄託者に対しては受領書を発行する。

※　資料編　14-4 義援金品受領書

２　義援金品の保管

個人、法人及び各種団体等から送付された、り災者に対する義援金は各実施機関において受領し、義援金受付簿において管理するとともに厳重に保管することとし、義援品は市所有の倉庫等に保管する。

３　義援金品の配分

各実施機関で受領した義援金品は、これを一括し、義援金募集（配分）委員会において、配分方法を決定し、市を通じ被災者に配付する。特定市町及び指定使途寄付金については、寄付者の主旨を考慮し速やかに配付する。

第５　災害弔慰金等の支給

１　災害弔慰金

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）第 10 条の規定に基づき、島原市災害弔慰金の支給等に関する条例により、次のとおり災害弔慰金を支給する。

■弔慰金を支給する場合の災害の範囲

○　市内で居住５世帯以上の滅失した場合
○　県内において滅失５世帯以上滅失した市町が３以上ある場合の災害
○　県内の他の市町で災害救助法が適用された場合の災害
○　災害救助法が適用された市町をその区域内に含む都道府県が２以上ある場合の災害

※　資料編　4-8 島原市災害弔慰金の支給等に関する条例
※　資料編　4-9 島原市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

２　災害障害見舞金

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律第８条の規定に基づき、島原市災害弔慰金の支給等に関する条例により、災害障害見舞金を支給する。なお、見舞金を支給する場合の災害の範囲は、災害弔慰金の場合と同じである。

※　資料編　4-10 島原市小災害り災者に対する見舞金支給要綱

３　被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法人は、被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受け、自立した生活を再建することが困難な市民に対し、住宅の被害程度に応じ、被災者生活再建支援金を支給する。
市は、被災者が提出する申請書等を、とりまとめの上、県に提出する。

■法適用の要件

対象となる自然災害	①　災害救助法に該当する被害が発生した市町 ②　10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町 ③　100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県 ④　5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～②が発生した都道府県内の市町（人口10万人未満に限る） ⑤　5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③が発生した区域に隣接する市町（人口10万人未満に限る） ⑥　①もしくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）
対象世帯	①　住宅が全壊した世帯 ②　住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③　災害による危険な状態が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④　住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

■支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる
（※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額）
(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全　　壊	解　　体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円（一律）	100万円	100万円	50万円(一律)

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

■住宅の被害認定

市は、認定基準（「災害の被害認定基準について（平成 13 年 6 月 28 日府政防第 518 号内閣府政策統括官（防災担当）通知)」）により住家の被害認定を行う。

■支援金支給手続き

支給事務の流れは、各被災者からの申請を市で受付を行い、県を経由して財団法人都道府県会館に申請書を提出し、財団法人で審査を行い、支給決定及び支援金支給を行う。

４　児童救済金

公益財団法人長崎県児童救済基金より、当該給付規定に基づき、災害時に児童の保護者が長崎県内に居住する被災児童に対し救済金を支給する。

(1) 給付対象

火災、風水害等による被災児童を対象とする。

(2) 救済金の種類と額

学資金　　親を亡くした被災児童が、小学校から大学等を卒業するまで給付

主たる生計者である保護者の死亡　小・中学生　年　66,000 円
高校生　　年 264,000 円
大学生等　　年 371,000 円

主たる生計者でない保護者の死亡　小・中学生　年　33,000 円
高校生　　年 132,000 円
大学生等　　年 186,000 円

被服文具等　住家を失った時に給付　　小中高生　50,000 円

3～6 歳までの保育所等に通う未就学児　　35.000 円

修学旅行資金

被災児童の修学旅行費用を給付（住家を失ったときはその翌年度まで）

小・中学生　年　40,000 円
高校生　　年　70,000 円
大学生等　　年 110,000 円

就職支度金

中・高校を卒業して就職する時給付（住家を失ったときはその翌年度まで）

50,000 円

(3)　交付申請

被災証明等を添付し、「共済金交付申請書」を市役所に提出

第６　生活資金の貸与

１　災害援護資金

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、次のとおり災害援護資金を貸し付ける。

なお、資金貸付けの財源は、国が 3 分の 2、県が 3 分の 1 とし、それぞれ市に無利子で市に貸し付けられる。

また、被災者への貸付利率は、延滞の場合を除き、その利率を年３パーセント以内として市条例において定めるものとする。

■災害援護資金の内容

<table>
<tr><td colspan="2">災害対象</td><td colspan="2">○　市で災害救助法が適用された自然災害
○　県内の他の市町で災害救助法が適用された自然災害</td></tr>
<tr><td colspan="2">貸付条件</td><td colspan="2">1　世帯主が負傷（療養期間が１ヶ月以上）し、次のいずれかの井該当する場合
ｱ　家財の 1/3 以上の損害があり及び住居の損害がない場合　150 万円
ｲ　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　250 万円
ｳ　住居が半壊した場合　270 万円
ｴ　住居が全壊した場合　350 万円

2　世帯主の負傷がなく、次のいずれかに該当する場合
ｱ　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　150 万円
ｲ　住居が半壊した場合　170 万円
ｳ　住居が全壊した場合　250 万円
ｴ　住居の全体が流失し、もしくは流出し、又はこれと同等と認められる特別の事情のあった場合　350 万円</td></tr>
<tr><td rowspan="8">貸付条件</td><td rowspan="6">所得制限</td><td>（世帯人員）</td><td>（市民税における所得割の課税標準額を世帯状況に応じ次のように定める。）</td></tr>
<tr><td>1 人</td><td>220 万円</td></tr>
<tr><td>2 人</td><td>430 万円</td></tr>
<tr><td>3 人</td><td>620 万円</td></tr>
<tr><td>4 人</td><td>730 万円</td></tr>
<tr><td>5 人以上</td><td>（1 人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額）</td></tr>
<tr><td>利　　率</td><td colspan="2">年 3%（据置期間は無利子）</td></tr>
<tr><td>据置期間</td><td colspan="2">3 年</td></tr>
<tr><td>償還期間</td><td colspan="2">7 年</td></tr>
<tr><td>償還方法</td><td colspan="2">年賦又は半年賦</td></tr>
</table>

２　生活福祉資金

生活福祉資金貸付制度に基づき、長崎県社会福祉協議会が、民生委員及び市の社会福祉協議会の協力を得て被災世帯に対し、自立更生を目的とした必要な資金の貸付けを行う。

市社会福祉協議会は、この受付事務を行う。

■貸付対象

災害により住家、工場等に被害を受けた世帯で次の各条件に適合する世帯
ア 低所得世帯
イ 貸付によって独立自活できる世帯
ウ 蓄積資本がなく、他から借入ることができない世帯

■貸付限度額及び償還期限

ア 貸付限度額：原則 150 万円
イ 据置期間：半年以内
ウ 償還期間：原則 7 年以内
エ 貸付利子：連帯保証人あり 無利子、連帯保証人なし 年 1.5%

■貸付条件

ア 連帯保証人：原則１人（※ただし、連帯保証人がいない場合も借入申込可）
イ 延滞利子：年 5.0％

■提出書類

申込先：市社会福祉協議会及び担当民生委員
ア 借入申込書
イ 世帯全員証明の住民票（3 か月以内のもの）
ウ り災証明書（官公庁が発行するもの）
エ 所得証明書
オ 復旧工事にかかる見積書等

■その他

貸付限度額については、個別の状況により県社協が必要と認める場合には 5,800,000 円とし、償還年数は 15 年以内とする。この場合、申請の必要性や償還能力を審査する。

３　母子福祉資金貸付金及び父子福祉資金貸付金並びに寡婦福祉資金貸付金

県は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）に基づき対象者へ貸付を行う。福祉保健対策部は、この受付事務を行う。

■貸付対象

ア 母子福祉資金貸付金
母子家庭の母（配偶者と死別した女子であって、現に婚姻をしていない者及びこれに準ずる女子で、現に 20 歳未満の児童を扶養している者)。配偶者のない女子が扶養している児童。父母のない 20 歳未満の児童。母子父子福祉団体。

イ　父子福祉資金貸付金
父子家庭の父(配偶者と死別した男子であって、現に既婚していない者およびこれに準ずる男子で、現に２０歳未満の児童を扶養している者)。配偶者のない男子が浮揚している児童。父母のない２０歳未満の児童。母子・父子福祉団体

ウ　寡婦福祉資金貸付金
寡婦（かつて、母子家庭の母であった者)。40 歳以上の配偶者のない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の者。母子福祉団体。

■その他

災害による被害を受けた者に対する事業開始資金、事業継続資金又は住宅資金の貸付金については、その被害を受けた種類及び程度に応じて措置期間を 2 ヶ年以内に延長することができ、その期間中は無利子とする。

■母子福祉資金貸付金及び父子福祉資金貸付金並びに寡婦福祉資金貸付金一覧

資金名	貸付金額の限度		据置期間	償還期間
事業開始資金	個人貸付	2,850,000 円	1 年	7 年以内
	団体貸付	4,290,000 円	1 年	7 年以内
事業継続資金	個人貸付	1,430,000 円	6 ヶ月	7 年以内
	団体貸付	1,430,000 円	6 ヶ月	7 年以内

住 宅 資 金	1,500,000 円 （但し、災害老朽化等による 増改築の場合　　2,000,000 円）	6 ヶ月	6 年以内 （災害 7 年以内）

注）　1.償還方法　　月賦又は半年賦もしくは年賦による。

2.利　　子　　利率　　事業開始資金　　連帯保証人有　　無利子

連帯保証人無　　年 1.0%

事業継続資金　　連帯保証人有　　無利子

連帯保証人無　　年 1.0%

住宅資金　　連帯保証人有　　無利子

連帯保証人無　　年 1.0%

3.表中の据置期間は一般の場合

第７　租税の減免等

市は、災害によって被害を受けた市民に対して次のとおり市民税等の減免や、納税の延期及び徴収猶予等の措置を行う。

また、市やライフライン機関は、被災した市民の生活を支援するため、次の公共料金等の支払いについて可能な限り特例措置を講じる。

■市税等の減免等の種類、内容

納税期限の延長	○　災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出又は市税を納付もしくは納入することができないと認める時は、当該期限の延長を行う。	
徴収猶予	○　災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市民税を一時に納付し、又は納入することができないと認められる時は、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められる時は、さらに1年以内の延長を行う。（地方税法第15条）	
滞納処分の執行の停止等	**災害により、滞納者が無財産になる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、換価の猶予及び延滞金の減免等適切な措置を講ずる。**	
減免・免除	○　被災した納税（納付）義務者に対し、該当する各税目等について減免、課税免除、納付義務の免除を行う。	
	個人の市民税 （個人の県民税を含む）	○　被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
	固定資産税	○　災害により著しく価値が減じた固定資産（土地、家屋、償却資産）について行う。
	国民健康保険税 軽自動車税等 市民税 固定資産税 鉱産税 都市計画税	○　被災により生活が著しく困難となった場合に減免を行う。

■県、国の減免等の種類

制　　度　　名	窓　　口
更生医療身体補装具及び重度身体障がい者日常生活用具の自己負担額の減免	市福祉事務所
社会福祉施設の入所費用の減免	島原振興局、児童相談所、市
精神障がい者措置入院費の減免	島原振興局、市
県立高校授業料の免除	学校
県税の減免および徴収猶予	県央振興局税務部島原出張所
国税の減免および納税猶予	税務署

■公共料金等の特別処置

○　り災証明手数料の免除	○　ごみ処理手数料の減免等
○　保育料の減免	○　テレビ受信料金の免除等
○　市営住宅家賃等の減免	○　電話料金・電話工事費の減免等
○　上下水道料金の減免等	○　電気料金・工事費負担金の免除等
○　し尿くみ取り手数料の免除等	○　ガス料金の納付延長等

第８　住宅復興資金の融資

市は、被害状況を適格に把握し、住宅の災害対策の万全を期するため、被害状況の如何にかかわらず、災害により住宅に被害が発生した場合は直ちに県（住宅課）に住宅災害報告書を提出する。
また、市は、被災者に対し、住宅建設などに関する次の融資制度についての情報提供等を行う。

１　住宅復興資金

独立行政法人住宅金融支援機構は、自然災害により住宅に被害が生じた被災者に対し、建設・購入、補修が行えるよう、災害復興住宅資金の融資を行う。

２　災害対策資金の融資

市は、災害により被害を受けるおそれのある住宅の移転及び住宅に付随する危険地の防災工事を促進して、災害を未然に防止するとともに、被害を受けた住宅等の復興を図るため、災害対策資金の融資斡旋及び利子補助を行う。

第９　災害公営住宅の建設等

市は、大規模な災害が発生し、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況や、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設するか、もしくは買収又は被災者へ転貸するために借り上げを行う。
また、県の指導により、低所得被災世帯のために、国庫から補助を受け、災害公営住宅を整備して当該被災者を入居させる。

■適用災害

○　天然災害の場合は災害により滅失した住家の戸数が被災地全域で500戸以上、又は一市町で200戸以上もしくはその区域内全住宅の1割以上
○　火災の場合は火災により滅失した住家の戸数が被災地全域で200戸以上、又は一市町の1割以上

第 10　郵便事業の支援措置

市内の各郵便局等は、災害が発生した時、被災地の状況に応じ次の災害特別業務を行う。

■郵便事業の特別業務

○　被災者に対する郵便葉書等の無償交付
○　被災者が差し出す郵便物の料金免除
○　被災地あて救助用郵便物の料金免除（救助用物資を内容とするゆうパック、救助用又は見舞い用の現金書留郵便物）
○　被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除

第３節　地域復興の支援

項　　目	頁	担　　当
第１　農林漁業者への支援	18	産業対策部、農業組合、漁業組合
第２　中小企業者への支援	21	産業対策部、商工会議所、金融公庫
第３　風評被害等への対応	23	企画対策部

第１　農林漁業者への支援

市は、県、農業協同組合及び漁業協同組合等の協力により、被災した農林水産業者に対し、次のとおり災害復旧融資制度の情報提供を行う。

■農林漁業関係融資

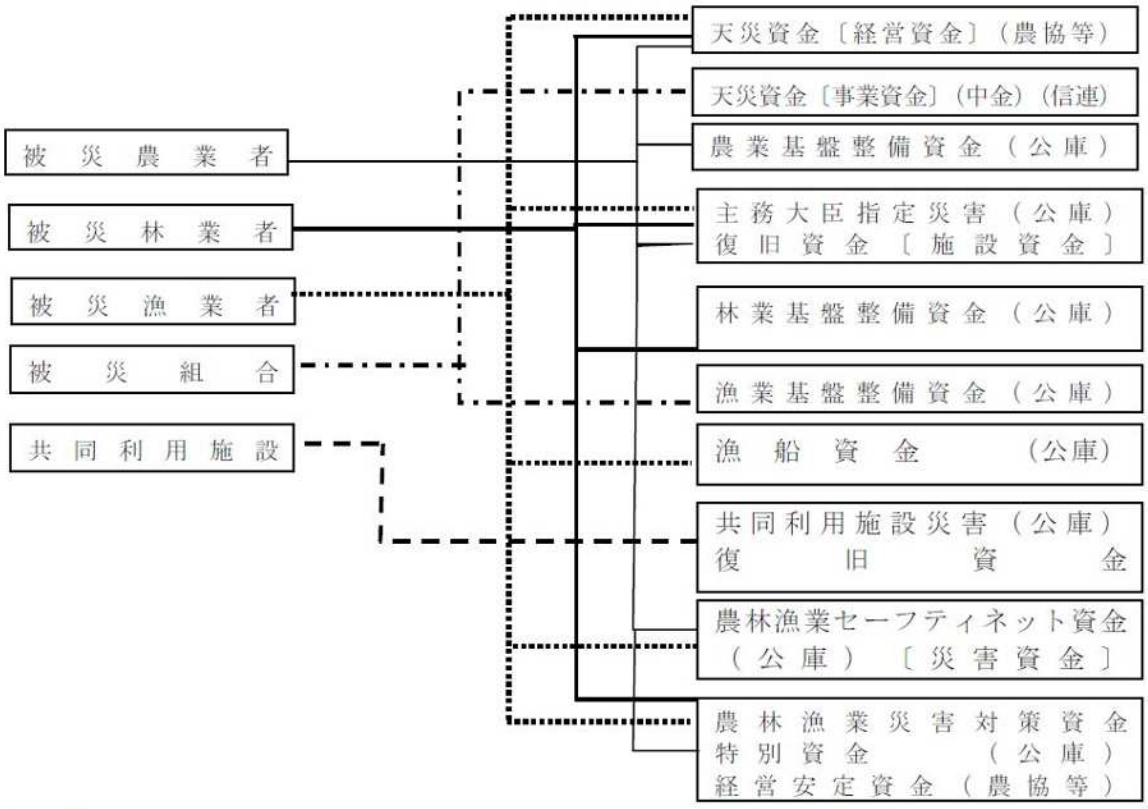

中金＝農林中央金庫
信連＝信用漁業協同組合連合会
公庫＝日本政策金融公庫

１　天災資金の貸付（天災融資法）

天災により被害を受けた農林漁業者等に対し、天災融資法に基づきその経営に必要な資金等の貸付けを行う。

注）この資金の「つなぎ資金」の融通措置を講じた時は、その都度別に示すところによるものとする。

なお、天災資金の貸付対象となる経営資金は、種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、（購入価格が12万円以下のもの。）家畜、家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁

業用燃料油等の購入資金、炭がまの構築資金、漁船（総トン数５トン未満の漁船）の建造又は取得に必要な資金その他農林漁業経営に必要な資金として政令で定める期間内に貸付ける資金であり、事業資金は被害組合の所有又は管理する肥料、農薬、漁業用燃油、生産物等の在庫品について著しい被害を受けたために必要となった事業運営資金である。

■貸付条件

資金区分	融資機関	利　率（年）	償還期間	貸付限度額
天災融資法による経営資金	農業、森林、漁業の各組合及び同連合会、その他金融機関	○一般被害者 損失額 10/100 以上 6.5%以内 損失額 30/100 以上 5.5%以内 ○開拓者　5.5%以内 ○特別被害地域内の 特別被害者　3.0%以内	3～6 年以内（激甚災害の場合、4～7 年以内）	○一般農林漁業者 一般の場合　200 万円以内 激甚災害の場合 250 万円以内 ○政令資金 （果樹、畜産、養殖、漁船） 一般の場合の　500 万円以内 激甚災害の場合 600 万円以内 ○漁具資金　5,000 万円以内 ○法　人　2,500 万円以内
事業資金		○被害組合　6.5%以内	3 年以内	○被害組合 一般の場合　2,500 万円 （連合会 5,000 万円） 激甚災害の場合 5,000 万円 （連合会 7,500 万円）

２　農林漁業資金の貸付（株式会社日本政策金融公庫法）

災害により被害を受けた農林漁業関係の施設の復旧、又は災害によって被害を受けた農林漁業者が農林漁業経営を維持できない状態に立ち至った場合に、経営の再建、収入減補填に必要な資金であって、その対象となる資金の種類のうち主なものは次のとおりである。

(1) 農林漁業施設資金（共同利用施設、主務大臣指定施設の災害復旧資金、日本政策金融公庫資金）

■貸付対象事業

災害により被害をうけた農業、林業、水産施設の復旧、補修に要する資金

■貸付限度

○共同利用施設：融資対象事業費×0.8 に相当する額 ○主務大臣指定施設：1 施設当り 300 万円（特認 600 万円）、（ただし、漁船は 1,000 万円） （漁業種類による特認あり） 又は融資対象事業費×0.8 のいずれか低い額

■貸付条件等

○利率：償還期間に応じて、年 0.16%～0.20%　（利率は平成 31 年 3 月 20 日現在） ○償還期限：・共同利用施設 20 年以内（うち据置期間 3 年以内） ・主務大臣指定施設 15 年以内（うち据置期間 3 年以内） ただし、果樹の植栽 25 年以内（うち据置期間 10 年以内） ○貸付額の下限：10 万円

(2) 農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫資金）

■貸付対象事業

災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金

■貸付条件

○貸付利率：償還期間に応じて、年 0.16% ○貸付限度額：600 万円（特認年間経営費等の 12 分の 3 以内） ○償還期限：10 年以内（うち据置期間 3 年以内）

３　その他の災害資金

■日本政策金融公庫資金

平成 31 年 3 月 20 日現在

資金の種類	利率（年）	償還期間	据置期間	貸付の限度額
農業基盤整備資金	0.16～0.2%	25 年以内	うち 10 年以内	農業者 1 人当たり要負担額
林業基盤整備資金（樹苗養成施設）		15 年以内	うち 5 年以内	貸付を受ける者の負担する額の 80%
林業基盤整備資金（林　　道）		20 年以内	うち 3 年以内	同上
漁船（災害）資金	0.16～0.2%	12 年以内	うち 2 年以内	1 隻当り 4 億 5 千万円（まき網漁業 8 億 5 千万円）か事業費の 80%のいずれか低い額
漁業基盤整備資金	0.16～0.2%	20 年以内	うち 3 年以内	事業費の 80%
農林漁業セーフティネット資金		10 年以内	うち 3 年以内	600 万円 （特認年間経営費等の 12 分の 3 以内）

■農協系統資金

平成 31 年 3 月 20 日現在

資金の種類	利率（年）	償還期間	据置期間	貸付の限度額
農業近代化資金	0.16～0.2%	15 年以内	7 年以内	個人（認定農業者） 1,800 万円以内 法人（認定農業者） 2 億円以内

４　長崎県災害対策特別資金・長崎県沿岸漁業等振興資金

県は、県単独の制度資金でも災害により被害を受けた農業者及び漁業者等の災害復旧に役立てるため、下記の条件で融資を行う。なお、対象災害については知事が定める。

■長崎県資金

平成 31 年 3 月 20 日現在

資金の種類	貸付限度額		貸付条件		
	個人	法人	貸付利率	償還期限	据置期間
農業者らが災害により被害を受けた農業用施設を復旧するために緊急に必要な資金	500 万円	1,500 万円	年 0.3%	10 年以内	2 年以内
漁業者等が天災又は公害等により漁業生産施設等に被害を被り、これらを復旧するのに必要な資金	1,000 万円	2,000 万円	年 0.3%	10 年以内	2 年以内

第２　中小企業者への支援

市は、県、商工会議所等の協力により、被災した中小企業者に対し、次のとおり災害復旧融資制度の情報提供を行う。

１　政府系中小企業金融機関による災害復旧貸付

政府系中小企業金融機関として、それぞれ災害復旧貸付が下記のとおり行われる。また、「激甚災害に対処するための財政援助に関する法律」による指定が行われた場合には、災害復旧貸付の金利を閣議決定により引き下げる措置が講じられる。

■日本政策金融公庫

	中小企業事業	国民生活事業
金　　利	所定金利	所定金利
融資限度額	1 億 5 千万円（別枠）	各融資限度額に 1 災害当り上乗せ 3,000 万円
貸付期間	設備資金、運転資金とも１０年以内 （据置２年以内）	各種融資制度の返済期間以内
担保特例	中小企業の実情に応じ、弾力的に扱う	同左

■商工組合中央金庫

	商工組合中央金庫	中小企業向け損害担保災害復旧資金
金　　利	所定利率	所定利率
融資限度額	なし	1 億 5 千万円（組合：4 億 5 千万円）
貸付期間	設備資金 20 年以内（据置 3 年以内） 運転資金 10 年以内（据置 3 年以内）	設備資金、運転資金とも 10 年以内（据置 2 年以内）

２　信用保証

中小企業の信用力の不足を補い、金融円滑化のため、中小企業者が金融機関から資金借入を行う際、信用保証協会の保証が必要な場合は、激甚災害について指定された地域内に事業所を有し、市長の証明を受けた被災中小企業者に対しては、別枠の保証制度が適用される。

■信用保証

	一般保証
保証限度	個人、法人　　２億８千万円 組　　合　　４億８千万円
保証期間	取扱金融機関の定めるところによる
保 証 料	年 0.45％～1.90％以内

３　小規模企業者等設備導入資金の償還延期等

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく指定が行われた時は、指定地域の被災中小企業者に対し、小規模企業者等設備導入資金の償還期間を２年の範囲内で延長することができる。

また、被災した協同組合等に対する高度化資金の償還期間について、貸付条件を変更することが出来るとともに協同組合等の共同施設等の災害復旧事業に対し、整備資金の 90％以内の貸付を行うことができる。

４　長崎県緊急資金繰り支援資金

■長崎県緊急資金繰り支援資金

適　　用	台風、水害等の自然災害により、被害を被ったもの
融資限度額	3,000 万円
利　　率	1.30％
信　　用 保証料率	年 0.05～0.90％
融資期間	運転資金７年以内（据置１年以内） 設備資金 10 年以内（据置２年以内）
取　　扱 金融機関	商工中金、十八銀行、親和銀行、長崎銀行、九州ひぜん信用金庫、たちばな信用金庫、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱 UFJ 銀行、佐賀共栄銀行、長崎三菱信用組合、福江信用組合、長崎県民信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合

第３　風評被害等への対応

市は、災害時の風評による人権侵害・産業不振等を防止するため、積極的に広報・啓発等の措置を講ずる。

なお、広報・啓発を行う際には、以下の方法を検討し速やかに実施する。

■風評被害等への対応例

○　インターネットによる情報提供
○　風評被害対策用リーフレットの作成
○　車内吊り広告
○　テレビ・ラジオ番組やテレビスポットの放映
○　市広報紙への掲載
○　講演会等の開催

第４節　災害復興計画

項　　目	頁	担　　当
第１　復興計画作成の体制づくり	24	企画対策部、関係各部
第２　復興に対する合意形成	24	企画対策部
第３　復興計画の推進	25	企画対策部、建設対策部、関係各部

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。

市は、総合計画との整合性を図りつつ、被災者や、各分野にわたる有識者及び市民団体等の参画を得て、その提案等に十分配慮するとともに、県の復興計画との調整を図り、災害発生以前の状態に回復するだけではなく、新たな視点から地域を再生することを目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した、安心して生活していくことのできるまちの形成を目指す。また、男女共同参画の視点から、復興のあらゆる場の組織に女性の参画を促進する。

なお、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用することにより、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

第１　復興計画作成の体制づくり

復興計画は、被災状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定める。そして、この方針を基に復興計画を作成する。

そのため、市は、県の行う復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行のための体制整備（県と市及び関係機関との連携、国との連携）に協力し、連携をとる。

また、「住民の自分たちの生活は自分たちで守り創造していく」という取組みが重要であり、市は、住民、企業及び団体等の多様な価値観を持った行動主体の主体的な参画を得ながら、相互に連携し、協働して復興を進めていく新たな仕組みづくりに配慮する。

第２　復興に対する合意形成

市は、復興計画の作成にあたっては、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を住民に対し行い、住民の早急な生活再建の観点から、「防災のまちづくり」の方向についてできるだけ速やかに住民の合意が得られるように努める。

特に、政策、方針の決定過程では、男女共同参画の観点から、女性の参画を拡大し、併せて高齢者、障がい者等の要配慮者の参画を促進する。

また、復興計画策定の準備段階においては、多様な価値観を持った様々な行動主体からの参画を得るため、次の施策を展開する。

■合意形成のための施策

○　被災者、各分野にわたる有識者、市民団体、各地区の住民等への意見募集
○　有識者、各種団体からなる委員会や各分野別の委員会の設置
○　様々な分野におけるシンポジウム、フォーラムの開催等

第３　復興計画の推進

復興事業は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、中長期に及ぶことから、社会情勢や市民のニーズの変化、科学技術の進展等復興事業を取り巻く状況の変化を考慮の上、可及的速やかに実施するため、市、県及び関係機関は、諸事業を調整し、計画的に復興を進める。
市は、市長を本部長とする災害復興本部を設置し、災害復興基本計画を策定するとともに、災害復興事業実施の総合調整を行う。
災害復興事業は、災害からの復興のための地域づくりをはじめとし、経済復興や市民生活の再建など、市民生活すべてにわたる分野を対象とし、実施する。

１　復興事業の推進

災害復興事業のうち地域づくりに関する分野の復興は、平常時から進める「まちづくり計画」を生かしながら、被害状況の早期把握により、的確に計画及び事業に反映されるよう配慮して被害状況や基盤整備状況などの地域特性に応じた復興計画が策定されるよう、速やかな事業の実現を図る。

２　復興計画の策定

計画の策定にあたっては、多様な行動主体の参画と協働及び将来のニーズや時代潮流の変化への対応、既往災害の経験と教訓の活用等に留意し、次の構成のとおり被災の規模や社会情勢等の状況に応じたものとする。
また、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

■計画構成例

○　基本方針
○　基本理念
○　基本目標
○　施策体系
○　復興事業計画等（想定される事業分野・生活）

▽　住宅	▽　教育・文化	▽　都市及び都市基盤
▽　保健・医療	▽　産業・雇用	▽　その他
▽　福祉	▽　環境	